⑶　個人信用情報機関
　信用情報等提供業務を行う者のうち、個人信用情報の提供を行う者であって協会が指定した者をいう。
⑷　貸付自粛情報
　自粛対象者の氏名、住所、生年月日その他自粛対象者を識別できる事項並びに貸付自粛の申告があった旨及びその年月日その他協会が個人信用情報機関と協議して定める事項を内容とする情報をいう。
⑸　全銀協センター
　一般社団法人全国銀行協会全国銀行個人信用情報センターをいう。
（協会の責務）
第３条　協会は、貸付自粛の申告に対し、誠実、公正かつ迅速に対応しなければならない。
２　協会は、貸付自粛制度につき周知されるよう適切な措置を講じなければならない。
３　協会は、紛争解決等業務に関する規則に定める債務相談の申告を受けた場合などにおいて資金需要者等の利益の保護のために貸付自粛制度の利用が適切と認められる場合には、資金需要者等に対し貸付自粛制度を告知し、その利用を促進するよう努めるものとする。
４　協会は、貸付自粛制度の円滑な運用を確保するため、必要に応じ、個人信用情報機関及び全銀協センターと意見を交換するなどして、これらの者との緊密な連携を確保するよう努めなければならない。
（協会員の責務）
第４条　協会員は、貸付自粛制度につきその顧客等に周知されるよう適切な措置を講じるものとする。

第２章　貸付自粛制度の運用

（運用）
第５条　貸付自粛制度は、貸金業相談・紛争解決センターにおいてその運用及び管理を行うものとする。
（個人信用情報機関）
第６条　協会は、信用情報等提供業務を行う者を個人信用情報機関として指定するに際しては、指定に先立ち、貸付自粛制度を円滑に運用するために必要な事項につき合意しなければならない。
２　前項に規定する必要な事項は、以下に掲げる事項とする。
⑴　協会が貸付自粛情報の登録の依頼をした場合には、個人信用情報機関は当該情報を登録し、当該個人信用情報機関の会員に対し、その求めに応じて提供すること。
⑵　貸付自粛情報の登録期間は、貸付自粛情報が個人信用情報機関に登録されてから５年以内とすること。
⑶　貸付自粛の申告につき、この規則に定めるところに従い撤回または取消（以下「撤回等」という。）がなされた旨の通知を受けたときは、これに応じて当該撤回等に係る貸付自粛情報の抹消その他の方法により、以後当該個人信用情報機関の会員に対して提供されないようにすること。
⑷　貸付自粛情報として協会が個人信用情報機関に対して通知すべき事項
⑸　前各号のほか、協会が別に定める事項
３　協会は、貸金業法第41条の13第１項の指定を受けた者を個人信用情報機関として指定しなければならない。但し、当該信用情報等提供業務を行う者との間で前項に定める合意に至らなかった場合にはこの限りでない。

第３章　貸付自粛の申告及び撤回

（貸付自粛の申告）
第７条　自粛対象者本人又はその親権者、後見人、保佐人、補助人（但し、補助人にあっては借財について同意する権限を有する者に限る。以下これらの者を総称して「法定代理人等」という。）は、いつでも、協会に対し、貸付自粛の申告（以下「申告」という。）をすることができる。
２　自粛対象者の配偶者又は二親等内の親族は、以下の各号のすべてに該当する場合には、申告をすることができる。
⑴　自粛対象者が所在不明者であり、その原因が金銭の貸付けによる金銭債務の負担を原因としている可能性があること。
⑵　貸付自粛の対応をとることが自粛対象者の生命、身体又は財産の保護のために必要であること。
⑶　申告を行うことにつき自粛対象者の同意を得ることが困難と認められること。
３　前項の規定にかかわらず、前項各号の全てに該当する場合であって、配偶者及び二親等内の親族が申告をすることが著しく困難と認められる場合には、自粛対象者の三親等内の親族及び同居の親族は、申告をすることができる。
４　前二項の規定に基づく申告は、自粛対象者の意思に反することが明らかな場合には行うことができない。
５　第２項又は第３項の規定により申告をする場合にあっては、申告者は、自粛対象者が所在不明者であることにつき、客観的な資料により疎明しなければならない。第３項の規定による申告の場合には、配偶者及び二親等内の親族が申告をすることが著しく困難である事情を併せて疎明しなければならない。
（申告の方式）
第８条　申告は、協会に設置された相談センター又は苦情・相談受付窓口（以下「受付窓口」という。）に対し、協会所定の貸付自粛（登録・訂正）申告書を持参、郵送又は電磁的方法にて提出して行う。
２　前項の申告を行うにあたっては、協会が申告者の本人特定事項の確認を行うため、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に規定する本人特定事項の確認方法に基づき、協会が定める方法により提出しなければならない。
３　第１項の申告が自粛対象者本人以外の者によるものである場合には、以下の甲欄の別に応じてそれぞれ対応する乙欄記載の書類（写しを含む）を提出しなければならない。

	甲	乙
⑴	未成年者の親権者による申告の場合	戸籍全部事項証明書又は本人と親権者が記載された戸籍個人事項証明書
⑵	未成年者の親権者以外の法定代理人等による申告の場合	法定代理人等であることを証する、家庭裁判所の発行する審判書の謄本又は後見登記ファイルの登記事項証明書
⑶	前条第２項又は第３項に掲げる者による申告の場合	申告者と自粛対象者との続柄を称する６か月以内に発行された戸籍全部事項証明書、住民票記載事項証明書又は家庭裁判所の発行する審判書謄本その他これらに類する公的証明書（外国政府の発行するものを含む）

４　第７条第１項から第３項までに掲げる者が代理人によって申告を行おうとする場合には、申告者は、前二項に定めるもののほか、当該代理人の本人特定事項を第２項に定める方法と同様の方法により提出するとともに、その代理権を疎明するため、委任状その他の合理的な方法により作成された資料を提出しなければならない。
　ただし、弁護士による代理の場合その他協会が特に認める場合には、申告者は、当該代理人の実在性及び同一性並びにその資格等を判断するに足りる事項を相当な方法により提出することをもって、本人特定事項及び代理権に関する前段の提出に代えることができる。